



埼玉県報

第329号
令和4年(2022年)
7月19日
火曜日

目次

告示

- 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（入札審査課）
- 競争入札参加資格申請受付システム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 令和4年4月から6月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（入札審査課）
- 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準の一部を改正する告示（災害対策課）
- 彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- （仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会の中止（環境政策課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 県道騎西鴻巣線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道騎西鴻巣線の供用の開始（行田県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の区域の変更（行田県土整備事務所）
- 県道佐野行田線の供用の開始（行田県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第七百四十七号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の五第一項及び第六百六十七条の十一第二項の規定に基づき、令和五年度及び令和六年度において県が発注する物品の買入れ、借入れ及び売払い、印刷の請負並びに電子計算に関する業務、催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務並びに建築物の管理に関する業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 業種区分

業種区分は、次のとおりとする。

- (1) 物品の販売
- (2) 物品の賃貸
- (3) 物品の買受け
- (4) 印刷の請負
- (5) 電子計算に関する業務
- (6) 催物、映画及び広告の企画・製作並びにその他業務
- (7) 建築物の管理に関する業務

2 競争入札に参加することができない者

- (1) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除くほか、競争入札に参加することができない。

ア 地方自治法施行令第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ 11(4)又は(5)に該当することにより資格を取り消され、当該取消の日から3年を経過しない者

- (2) 次のいずれかに該当する者は、知事が別に定める期間、競争入札に参加することができない。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、同様とする。

ア 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

イ その他契約の相手方として不相当と認められる者

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 競争入札に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）は、履行能力に基づき、契約の種類及び執行予定額に応じてA、B及びCの3等級に区分して定める。

- (2) 個々の履行能力の審査（以下「資格審査」という。）は、次に掲げる事項について行う。

ア 売上額

イ 経営規模

(ア) 自己資本の額

(イ) 機械装置の額（印刷の請負契約に係る資格審査に限り適用する。）

(ウ) 従業員の数

ウ 経営状況

(ア) 流動比率

(イ) 経営資本回転率

エ 従業員1人当たりの売上額（建築物の管理に関する業務の委託契約に係る資格審査については除く。）

オ 営業期間

カ ISO9001の認証取得状況（物品の買入れ、借入れ及び売払いに関する契約に係る資格審査については除く。）

キ 障害者雇用状況

ク 環境配慮状況

(3) 次のいずれかに該当する者は、特別の理由がある場合を除き、資格を有しないものとする。

ア 登録、免許又は許可等を営業の要件とする営業品目について、当該登録、免許又は許可等を受けていない者

イ 申請日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

ウ 資格審査の申請日時点において次に掲げる税を滞納している者

(ア) 埼玉県の法人県民税

(イ) 埼玉県の法人事業税

(ウ) 埼玉県の個人県民税

(エ) 埼玉県の個人事業税

(オ) 消費税

(カ) 地方消費税

4 資格審査の申請方法

(1) 資格審査を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用した物品等競争入札参加資格登録申請（以下「電子申請」という。）を知事に対して行わなければならない。

(2) 申請者は、電子申請後、直ちに次に掲げる書類（以下「提出書類」という。）を知事に提出しなければならない。

なお、提出書類到達後に資格審査を開始する。

ア 申請者が法人である場合は、登記事項証明書の写し

イ 申請者が個人である場合は、身分証明書の写し（市区町村長が発行したものに限る。）

ウ 申請者が法人である場合は、決算報告書（申請日の直前1年間の事業年度の決算に関するもの。ただし、申請日時時点で、法人設立後1年に満たないものにあつては、提出可能な決算に関するもの）

エ 申請者が個人である場合は、所得税確定申告書等の写し（申請日の直前1年間の申告に係るもの）

オ 県民税及び事業税の納税証明書の写し（法人県民税及び事業税については、埼玉県内の事業所に係るもの。個人県民税及び事業税については、埼玉県内の住所地に係るもの）

カ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

キ その他知事が必要と認める書類

5 電子申請等に用いる言語等

(1) 電子申請は、日本語で行わなければならない。電子申請に使用できる漢字は、J I S 第1水準及び第2水準とする。申請内容においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は平仮名に置き換えるものとする。

なお、提出書類で外国語で記載してあるものは、日本語の訳文を付記し、又は添付しなければならない。

(2) 電子申請の金額表示は、日本国通貨でなければならない。

なお、提出書類で外国貨幣で表示してあるものは、日本国通貨に換算したものを付記し、又は添付しなければならない。

また、日本国通貨への換算に当たっては、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率の例によるものとする。

6 資格審査の申請受付期間

(1) 定期受付

令和4年10月6日から同年11月30日まで

(2) 随時受付

令和5年4月10日から令和7年2月5日まで

7 資料等の請求

知事は、資格審査に関し必要があると認めるときは、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

8 申請者への通知

知事は、資格審査の結果を当該申請者に電子情報処理組織を使用して通知するものとする。

9 資格の有効期間

(1) 定期受付による資格

定期受付による資格の有効期間は、令和5年4月1日から令和7年3月31日までとする。

(2) 随時受付による資格

随時受付による資格の有効期間は、資格者として物品等競争入札参加資格者名簿に登録された日（以下「資格登録日」という。）から令和7年3月31日までとする。

なお、資格登録日から有効になるため、希望する調達案件の入札に間に合わないことがある。

10 変更等の届出

電子申請後に、次に掲げる事項に変更があった場合、営業を休止し、若しくは廃止した場合又は営業の停止命令を受けた場合は、速やかにその旨を電子情報処理組織等を使用して知事に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者又は代理人
- (3) 所在地（代理人の所在地を含む。）
- (4) 資本金
- (5) 登録、免許又は許可等に関する事項

11 資格の取消し

知事は、競争入札参加資格者が、次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すことができる。

- (1) 2(1)ア又は(2)のいずれかに該当する者となったとき。
- (2) 営業に関し必要な登録、免許又は許可等の取消しを受けたとき。
- (3) 電子申請又は提出書類等に故意に虚偽の事項の記録又は記載をしたとき。
- (4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号の規定に違反して公正取引委員会から排除措置命令、課徴金納付命令又は告発を受けた場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。
- (5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項に規定する罪に係る被疑者として逮捕され、又は逮捕を経ずに起訴された場合で、極めて悪質であると知事が認めたとき。

12 資格の更的手続

資格の更的手続については、令和6年度中に別に告示する。

13 その他

この告示に定めるもののほか、競争入札に参加する者に必要な資格等に関し必要な事項は、知事が別に定める。

告 示

埼玉県告示第七百四十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
競争入札参加資格申請受付システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和4年5月16日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
57,933,755円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百四十九号

令和四年四月から六月までにおける政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について、次のとおり公表する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

政府調達に係る苦情の受付件数 なし

告示

埼玉県告示第七百五十号

平成十三年埼玉県告示第三百九十三号（災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から適用する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

第二条から第十三条までを次のように改める。

（避難所及び応急仮設住宅の供与）

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成二十五年内閣府告示第二百二十八号。以下「内閣府告示」という。）第二条に規定する基準の例により行うこととする。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、内閣府告示第三条に規定する基準の例により行うこととする。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、内閣府告示第四条に規定する基準の例により行うこととする。

（医療及び助産）

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、内閣府告示第五条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災者の救出）

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、内閣府告示第六条に規定する基準の例により行うこととする。

（被災した住宅の応急修理）

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、内閣府告示第七条に規定する基準の例により行うこととする。

（生業に必要な資金の貸与）

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、内閣府告示第八条に規定する基準の例により行うこととする。

（学用品の給与）

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、内閣府告示第九条に規定する基準の例により行うこととする。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、内閣府告示第十条に規定する基準の例により行うこととする。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、内閣府告示第十一条に規定する基準の例により行うこととする。

(災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去)

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去は、内閣府告示第十二条に規定する基準の例により行うこととする。

(救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費)

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、内閣府告示第十三条に規定する基準の例により、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

第十四条を次のように改める。

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当(一人一日当たり)

(1) 医師及び歯科医師

二万三千五百円以内

(2) 薬剤師

一万八千三百円以内

(3) 保健師及び助産師

一万八千五百円以内

(4) 看護師

一万七千八百円以内

(5) 准看護師

一万四千九百円以内

(6) 診療放射線技師及び臨床検査技師

一万六千六百円以内

(7) 臨床工学技士及び歯科衛生士

一万五千七百円以内

(8) 救急救命士

一万六千六百円以内

(9) 土木技術者及び建築技術者

一万六千二百円以内

(10) 大工

二万五千六百円以内

(11) 左官

二万七千三百円以内

(12) とび職

二万七千三百円以内

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イの(1)から(12)までに定める日当額を基礎とし、常勤県職員との均衡を考慮して職員の旅費に関する条例（昭和二十七年埼玉県条例第二十九号）において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第十五条を次のように改める。

（救助事務費）

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用は、内閣府告示第十五条に規定する基準の例によることとする。

告 示

埼玉県告示第七百五十一号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第七百一号（彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 件名

彩の国資源循環工場サーマルリサイクル施設更新工事業に係る環境影響評価

公聴会

二 日時及び場所

ア 令和四年七月二十六日（火）十三時から十五時まで

深谷市役所 本庁舎二階 会議室二―四

イ 令和四年七月二十六日（火）十六時三十分から十八時三十分まで

東秩父村コミュニティセンター「やまなみ」

三 事業者の氏名及び住所

オリックス資源循環株式会社 代表取締役 有元 健太郎

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山三百十三番地

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第七百五十二号

埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第十六条第一項の規定により、令和四年埼玉県告示第七百号（仮称）株式会社シタラ興産レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会）により公告した次の公聴会の開催を中止する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 件名

（仮称）株式会社シタラ興産 レガリア 一廃・産廃処理施設整備事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 令和四年七月二十八日（木）十七時から十九時まで

深谷市役所 本庁舎二階 会議室二―四

三 事業者の氏名及び住所

株式会社シタラ興産 代表取締役 設楽 竜也

埼玉県深谷市折之口千七百八十八番地一

四 中止の理由

公述の申出がなかったため

告 示

埼玉県告示第七百五十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県入間郡毛呂山町大字西大久保字古川向千九番の一部、千十一番二及び千十七番四）

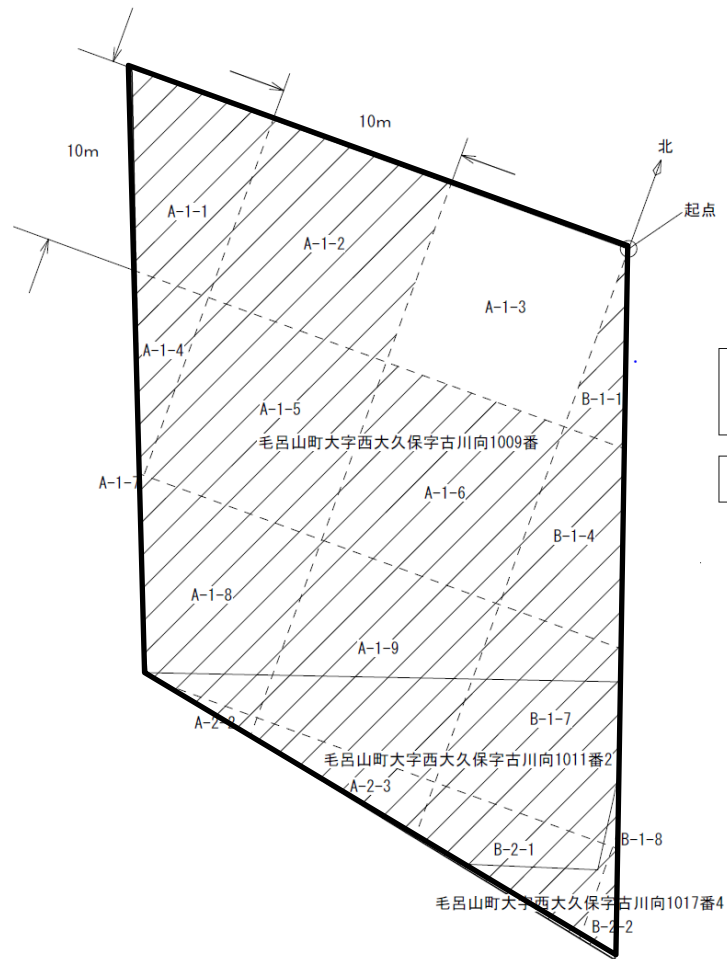
二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ベンゼン

三 講ずべき指示措置


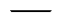
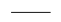

地下水の水質の測定

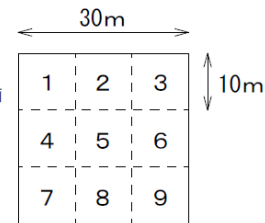
別図



【起点】
 起点は毛呂山町大字西大久保字古川向1009番の北東端とする。

格子の回転角度 0.00°

- 【凡例】
-  要措置区域に指定する区画
 -  敷地境界
 -  地番境界
 -  単位区画



【申請に係る土地の面積】
 817.52㎡

告 示

埼玉県告示第七百五十四号

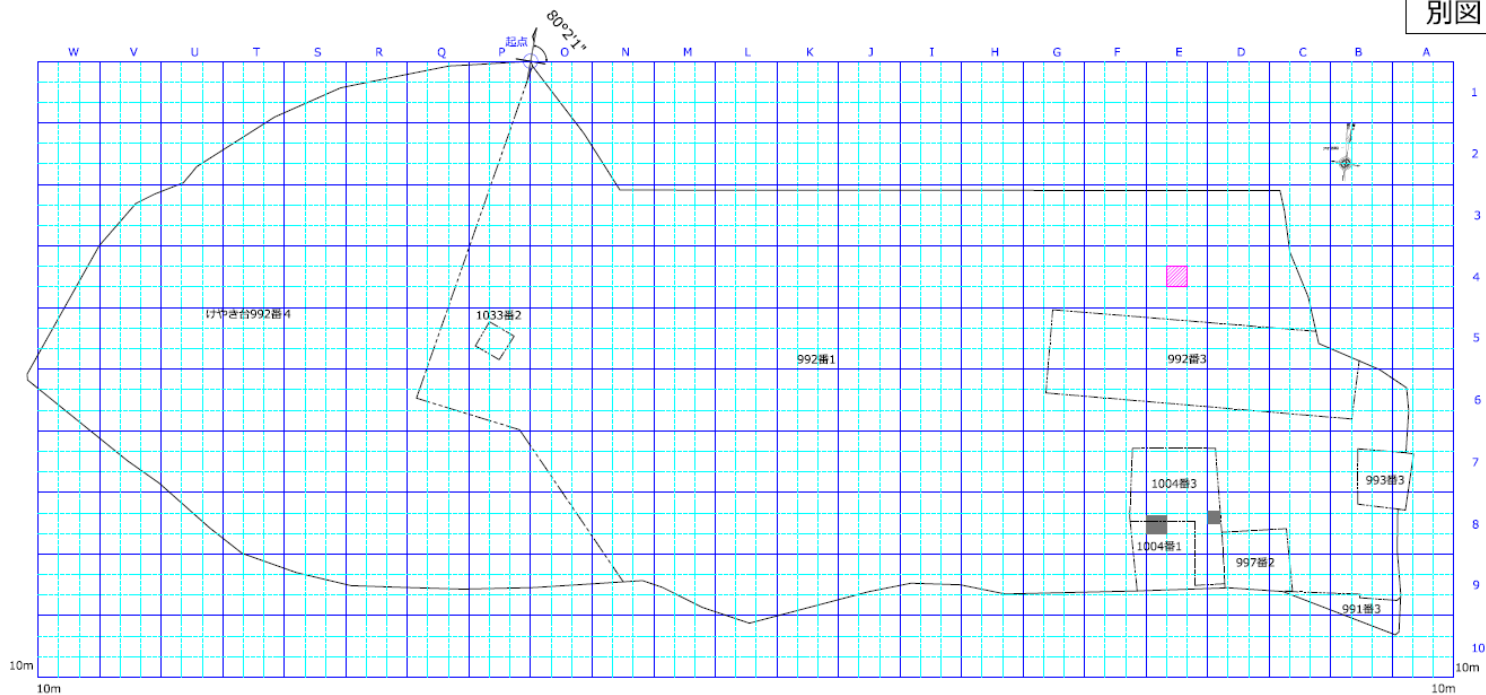
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県坂戸市けやき台九百九十二番一の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



- 【凡 例】**
- 30m格子 - - - - - 筆境界
 - - - - - 単位区画 ——— 敷地境界
- 形質変更時要届出区域に指定する区画
 【申請に係る土地の面積】 : 100.0m²
- 既に指定されている区域 : 123.2m² (指-140号)

【格子の回転角度 (80°02'01")】
 格子回転角は、起点をとおり、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点】
 起点は埼玉県坂戸市けやき台992番4の最北端とする。

告示

埼玉県告示第七百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

野本ビル

埼玉県加須市三俣二丁目四―十外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

学校教育課

(一) 店舗周辺が近隣小・中学校の児童生徒の通学路のため、工事車両等が行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。また、必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(2) 騒音対策等について

環境政策課

(一) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車への励行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。

(二) 荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。

(3) 地域商業貢献等への取組について

市民協働推進課

(一) 地域自治会が開催する祭りや各種行事への参加・協力についてお願いします。

(二) 退店、撤退等の際には地域自治会へ早期の情報提供をお願いします。
産業振興課

(一) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化に努めていただけるようお願いします。

(二) 従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただけるようお願いします。

二 縦覧期間

令和四年七月十九日から令和四年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第七百五十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー加須店

埼玉県加須市大門町百五番地一 外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 交通安全対策について

学校教育課

(一) 店舗周辺が近隣小・中学校の児童生徒の通学路付近になるため、工事車両等が通行する際は、児童生徒の安全確保を最優先するよう配慮してください。また、必要に応じて案内看板の設置や交通整理員の配置等の対応をお願いします。

(2) 騒音対策等について

環境政策課

(一) 営業時間が夜間に及ぶため、一般車両に対するアイドリングストップ・前向き駐車への励行、クラクション抑制を促す措置を図ってください。

(二) 荷捌車両に対するアイドリングストップ・早朝と夜間の積み下ろし作業の自粛等の措置を図ってください。

(3) 地域商業貢献等への取組について

市民協働推進課

(一) 地域自治会が開催する祭りや各種行事への参加・協力についてお願いします。

(二) 退店、撤退等の際には地域自治会へ早期の情報提供をお願いします。
産業振興課

(一) 加須市商工会へ加入し、地域事業者の一員として、地域経済の活性化に努めていただけるようお願いします。

(二) 従業員等を雇用する際は、加須市民の積極的な採用に努めていただけるようお願いします。

二 縦覧期間

令和四年七月十九日から令和四年八月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

告示

埼玉県告示第七百五十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ロヂャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前） 毛呂山共同ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千六百二十一番地一

（変更後） ロヂャース毛呂山店

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西三丁目十二番地三十四

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては

代表者の氏名

（変更前） 荻野好雄

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井千八百二十二

平野徹

埼玉県和光市大字新倉二千九百四十一番地一アークハイム和光

二百五号 外 計六者

（変更後） 荻野好雄

埼玉県入間郡毛呂山町岩井西一―十一―三

平野徹

埼玉県和光市大字新倉三丁目一番四十一―二百五号 外 計六者

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ライフコーポレーション

東京都台東区台東一―二十一―十六

（変更後） 北辰商事株式会社

埼玉県さいたま市桜区山久保一―十一―一

ハ 変更年月日

令和四年五月十七日外

ニ 届出年月日

令和四年七月六日

二 縦覧期間

令和四年七月十九日から令和四年十一月十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和四年七月十九日から令和四年十一月十九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 騎西鴻巣線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市大字樋上字青柳七八二番一 地</p>	<p>行田市大字堤根字中通六七六番一 地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一一・四六〇</p> <p>一一・五〇</p>	<p>五・九〇〇</p> <p>二〇・五二</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四〇一・五一</p>		<p>延長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	騎西鴻巣線
供用開始の区間	行田市大字堤根字中通七六番一地从 から 同市大字樋上字青柳七八二番一地从 まで
供用開始の期日	令和四年七月十九日
備考	令和四年七月十九日付け埼玉県行田市土整備事務所長告示第十六号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長四〇一・五一メートル

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 佐野行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
まで 同市大字小見字棒川五〇六番一地先	行田市大字小見字棒川五七二番一地 先から	区 間
一六・一〇	七・〇八〇 一五・四〇	敷地の幅員 (メートル)
一〇二・〇〇		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和四年七月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年七月十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 酒 井 敦 司

路線名	佐野行田線
供用開始の区間	行田市大字小見字棒川五七二番一地从 から 同市大字小見字棒川五〇六番一地从 で
供用開始の期日	令和四年七月十九日
備考	令和四年七月十九日付け埼玉県行田県土整備事務所長 告示第十八号で告示した道路予定区域の供用開始であ る。延長一〇二・〇〇メートル